

## 博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	似鳥雄一
論文題目	中世後期の荘園経営と惣村の実態
<p>審査要旨</p> <p>本論文は、第一部「中世後期の荘園経営－備中国新見荘を中心に－」および第二部「中世後期惣村の実態－紀伊国・近江国の惣村について－」から成り、あわせて全8章の本文に序章・終章を加えた構成となっている。序章では研究史と本論文の課題が提示されている。中世の荘園と村落は密接不可分な関係にあり、本来それらを分離して論じることは不可能であるが、第二次世界大戦以降の研究の深化の中で、それぞれ独自の発展を遂げてきた。それらを全体的に把握するのは容易なことではないが、この序章では、方向として「機能論」というキーワードを見出し、階層間の対立を前提とする「階層構造論」を相対化しようとする大きな学術的潮流があることを指摘している。ややもすれば冗長になりがちな近年の若手研究者が行う研究史整理のなかで、贅言を弄することなく的確な整理と展望を行っている点で注目に値する。</p> <p>第一部では備中国新見荘をフィールドとして分析を進め、さらに全国的な事例を検討して新たな指摘が行われている。第一章「下地中分と荘園経営－備中国新見荘を中心に－」では、鎌倉時代の荘園制研究の対象として著名な「下地中分」を扱ったもので、備中国新見荘を事例として詳細な分析を行った結果、一円的中分を理想的な目標としつつも、荘園経営に関わる権益の所在地をめぐる、あるいは広域的な交通・流通の拠点となる荘園そのものをめぐって、入組・坪分という形で現実的な限界が露呈されることを指摘し、通説では、地頭による在地領主支配の拡大に対する罰則的な意味を持つ抑制策だとされていたことに対して、その貫徹には構造的な限界があることを指摘し、下地中分が行われても領家方・地頭方は完全に分離されたわけではないことを明らかにしている。現地にあっては環境に即応した経営ができる地頭方の優位性を結論として導いており、従来の通説を一步押し進めたものと評価できる。第二章「下地中分後の室町期荘園－備中国新見荘地頭方・地頭方と新見氏－」では、近年室町期を荘園制にとっての解体期とみなすのではなく、独自の制度が構築された時期として積極的な意義を認める研究が活発となってきた。このような研究の方向性を前提として、本章では室町幕府の重鎮である細川氏が長期にわたって荘園支配に関与したことを示し、室町期荘園制の一つの形態を明らかにした。第三章「備中国新見荘にみる名の特質と在地の様相」は荘園制と名(みょう)との関係について研究史に大きな二つの流れがあることを指摘した上で、畿内荘園とそれ以外の地域の荘園という地理学的な環境による区分を重視し、鎌倉期から室町期に至るまでの長いスパンで名体制を分析したものである。結論として畿内の外に存在する荘園であっても広大な荘園であれば、一つの荘園の中に研究史上で示された二つの形態が併存しうることを明らかにし、また、集落が名の単位となりうる事例は従来室町期に現れるとされてきたが、環境が整えば鎌倉期から出現するものであることを指摘している。第四章「南北朝～室町期の代官契約と荘園経営－備中国新見荘と東寺領荘園－」では、荘園経営の核心的課題は現地の状況への対応力であることを前提として様々な代官の動きを検討し、直接経営は放棄される方向に向かい、あくまで請負を軌道に乗せ、維持するために有効なカードとして応急的に用いられるとしている。第一部には補論「二人の代官による荘園の分割支配－備中国新見荘地頭方の事例から－」が付されており、備中国新見荘はいわゆる建武政権期に下地中分の地頭方を接收した時期があり、この時に地頭方に二人の代官をおいて支配にあたったというものである。これは現地の有力者と現地に基盤を持たない者という組み合わせであり、短期間ながら詳細な資料が存在するため詳しい考察が可能となっている。分割地を細かく分けてそれぞれの一円支配的な状況が許されなかったということも指摘されており、荘園領主の政策的な特性が示され、小論ながら有意義な成果をもたらしている。</p> <p>第二部では、惣村の実態究明に論点に移る。第五章「中世後期惣村と領主権力－紀伊国鞆淵荘と高野山支配－」では、貞和・観応期と応永期の二度にわたって鞆淵荘の農民が領主層と激しい闘争を行ったことで</p>	

氏名 似島雄一

知られているが、その後荘園領主高野山が大規模な検注を行い、支配を強めたと理解されてきた。これに対して論者は歩付帳の作成などによる地下請の実施、頼淵八幡宮に関わる行事の主体的な運営などにより、惣荘としての自治は成熟にむかっていると結論する。第六章「中世後期惣村の実態と変容－紀伊国頼淵荘の正長帳・天正帳の分析－」では、近年翻刻され、まだほとんど分析されていない正長および天正の検注帳を詳細に検討し、荘園の周縁部に開発が進んでいることを明らかにし、中世後期の荘官であった庄司氏の前荘官からの具体的な継承状況を明らかにし、惣村において闘争時に獲得された自治的な性格・機能は中世の終わりまで維持されたことを明らかにしている。第七章「戦国期惣村の生産・商業・財政－菅浦と浅井氏・竹生島－」は惣村研究の典型例として知られている近江国菅浦を扱ったものである。菅浦の住民は長期の努力が実って自治権獲得に成功するが、戦国大名浅井氏によって自治権を喪失するという通説が長く支持されてきた。近年では浅井氏による自検断の完全な剥奪はなかったと考えられるようになり、従来の通説に対してはだいぶ修正が加えられるようになってきたが、自治権喪失の中核をなす“財政破綻”については正面から論じられることはなかった。これに対して論者は、商品作物の油実(あぶらみ)と綿の生産・取引を詳細に分析し、商品作物をめぐる債務の性格を明らかにした。その結果、浅井氏から菅浦が負った債務は、商品作物の生産拡大のための投資であり、戦国大名の利潤獲得の成功事例と評価できることを明らかにした。これにより、惣村としての菅浦のイメージは一変することになった。第七章は、第一章とともに個別論文としてきわめて明快な論証がなされており、この博士学位請求論文のなかでも白眉というべき学術的インパクトを有している。続く第八章「戦国大名の惣村支配－菅浦の「自検断」と撰銭令－」は、一点の史料に載せられている「自検断」という用語から従来の研究者が自治権の問題に敷衍化したことに対して、厳密な史料の解釈からこれがきわめて特殊な状況下で使用されたものであることを明らかにし、再考を迫ったものである。

以上、本文八章と補論の内容を個別的に検討してきたが、日本の中世社会の基底をなす荘園制と村落に関して、現在の研究史の到達点を良く見きわめ、そこから史料を博搜して従来の研究者が到達し得ない結論を導き出している。終章では、序章の研究史整理にあたって有効なキーワードであった「機能論」が十分には展開されず、荘園制と惣村の研究の統合が今一つ十分になされていない印象を受ける。しかし、これは論者のこれからの長い研究生活によって克服されるべきものであろう。

本論文の際だった特徴として、中世荘園の膨大な帳簿類を統計的に処理し、経営の実態を究明していることがあげられる。このような土地台帳の定量的な分析を軸とする研究により客観的なデータが得られ、導かれた結論には説得力がある。中世後期の荘園経営を規定する構造的要因を在地状況に即して明らかにし、中世後期から近世まで見通して惣村の実態を把握する。このような作業を通じて社会構造とその変容を荘園の経営及び村落の動向の両面から明らかにした。その結果、従来十分に検討されていなかった「下地中分」や惣村の自治などについて、現地における実態が中世後期に踏み込んで解明され、荘園及び惣村の研究を新たな方向へと導いている。

したがって、本論文は博士学位を授与するに値する論文である。

公開審査会開催日	2015年1月30日			
審査委員資格	所属機関名称・資格	博士学位名称	専門分野	氏名
主任審査委員	文学学術院・教授	博士(文学)	院政期・鎌倉期・南北朝期の研究、荘園史研究	海老澤 衷
審査委員	文学学術院・教授	博士(文学)	飛鳥・奈良時代史、仏教文明史	新川登亀男
審査委員	文学学術院・教授	博士(文学)	室町時代・戦国時代・織豊期の研究・戦争史	久保健一郎
審査委員	教育・総合科学学術院・准教授	博士(文学)	日本中世村落史、環境史	高木徳郎
審査委員				